

平成 27 年度第 3 回 大船渡市復興計画推進委員会 議事録

日 時：平成 28 年 2 月 16 日（火） 14：00～16：55

場 所：カメラアホール

次第	発言者	内 容
1 開会挨拶	事務局	<p>皆さまにはお忙しい中お集まりいただき大変ありがとうございます。定刻となりましたので、平成 27 年度第三回復興計画推進委員会を開催する。</p> <p>本日はオブザーバーとして国土交通省都市局市街地整備課課長補佐、杉田牧子様にご参加戴いているのでご紹介する。</p> <p>本日、家田委員、鈴木（了）委員が都合により欠席である。</p>
2 あいさつ	市長	<p>皆さま大変ご苦勞様です。今年度で第三回目となりますが、開会にあたり一言、ご挨拶させていただきます。遠方からいらしている塩崎委員長、他、各界でご活躍いただいている皆様方、ありがとうございます。ご提言、ご支援、心より感謝します。</p> <p>東日本大震災からまもなく 5 年が過ぎ、市の復興計画を策定した平成 23 年 10 月から 4 年半が経過した。約 260 の復興事業のうち約 7 割が完了または目的を達成し軌道に乗っている。残り 3 割は進行中である。住宅再建のための防災集団移転促進事業、災害公営住宅は約 8 割が今年度末までに概ね完成する見込みである。市の中心部の大船渡駅周辺地区では宿泊施設、大型商業施設の建設が始まる中で、昨年 12 月にはまちづくり会社が設立され、官民連携のまちづくりが進みつつあり、3 月 13 日にまちびらきを行うことになっている。商業店舗の仮設から本設への移行に加え、人口減少・少子化の進行に伴い持続可能なまちにするための「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の具現化など、復興と同時進行で進める必要がある。正念場である。一日も早い復興と、将来に夢と希望を抱くことのできるまちの実現に向けて、皆さまのご協力、ご指導をお願いします。早期復興に向けた忌憚のないご意見、ご提言をよろしくをお願いします。</p>
	塩崎委員長	<p>ご苦勞様です。今年も 3 月 11 日をまた迎える。5 年の節目としてマスコミでも言われるが、被災者ひとりひとは復興できた人もいれば、まだまだこれからの人もいる。災害公営住宅、防災集団移転促進事業ができてつつあるが、個々の生活はこれからである。被災者ひとりひとりに暮らしやすい生活が実現できるかが正念場である。そういう意味で、節目の時期に開催される第三回委員会である。忌憚のないご意見をいただき議事を進めていきたい。</p>
	事務局	(資料確認)
3 (1)	塩崎委員長	<p>次第に議事が掲載されている。議事 (1) ①について事務局から説明をお願いします。</p>
①復興計画進捗状況・スケジュール	復興政策課	(資料 1・資料 2 説明)
	塩崎委員長	<p>ご質問、ご意見をいただきたい。いかがでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。着手済みの事業の中身を詳しく細分類して表していただいた。特にご意見はないか。引き続き、復興事業は着々と進んでいるこ</p>

		とがわかる。特段、問題はないように思う。質問がなければ次の議題に進めたい。
②防災集団移転 促進事業	復興政策課 市街地整備課	(資料3説明)
	塩崎委員長	ご質問、ご意見をお願いします。 表の一番下の合計欄、跡地買取り件数がある。「155/296」は何を示しているか。
	復興政策課	被災跡地の買取り希望者数が296である。
	塩崎委員長	移転戸数は366、引渡しの欄の分譲戸数と賃貸戸数を足しても、数字が同じにならない。
	復興政策課	防災集団移転促進事業に参加した全員が跡地買取りを希望していないので、数字が異なる。災害公営住宅入居者で被災跡地の買取りを希望する方も含まれる。
	塩崎委員長	他に質問等がなければ、次の議題に進みたい。
③災害公営住宅	住宅公園課	(資料4説明)
	塩崎委員長	ご質問、ご意見をお願いします。 県営住宅のみどり町団地は資料では空き戸数が1戸だが、実際には20戸あるというご説明だったが、どういう意味か。
	住宅公園課	事前の仮申し込みで当選していても、入居の際には自力再建された方など、個々のご事情により辞退された方がいたためである。応急仮設住宅は、家賃はかからないが、安いとはいえ災害公営住宅は家賃支出が増えるため、辞退される方がいる。
	塩崎委員長	当面は家賃のない応急仮設住宅にいられるが、この先ずっとはいられない。そのような方々はどうするつもりか把握しているか。
	住宅公園課	今後の再建については随時調べており、意向を尋ねている。意向がわからない方、再建時期がわからない方が相当数いるので、個々にあたって状況を聞きながら解決策を探ろうとしている。
	塩崎委員長	災害公営住宅に当選しても、入居しない事情があるということである。
	長坂委員	県の施工で市に譲渡される団地が3箇所ある。県の災害公営住宅には大船渡市の住民だけが入居できるのか。募集方法、維持管理の負担、入居等の手続き、募集の時期など、県営も含め市で一元管理したほうがよいと思う。今後、県が災害公営住宅として使う団地は、広域的に考慮した結果なのか。コストの負担、維持管理方法なども含めて、市に譲渡することとした判断基準についてご説明いただきたい。
	住宅公園課	災害公営住宅の整備計画では約800戸を建設する。そのうち、3割を市、7割を県で建設する。県で建設する560戸のうち半分を市に移管する覚書を締結した。県では残り280戸を県営とする取り決めになっている。比較的大規模な団地を県で管理し、地域ごとに建設される小規模な団地を市が管理することで進めてきた。募集については、県営住宅では7割は大船渡市民の方

		で、3割は市外からの申込みを受け付ける。3割のうち、市外からの申込みがない場合は市民の申込みも受け付ける。結果として、9割以上が市内の方が入居することとなった。施設管理は、最初に取り決めた建設戸数の負担区分の割合に応じて決めており、それに従っている。市営住宅は、被災前はあまり戸数が多くなかったが、急激に戸数が増加することとなるので、全て市に負担させるのではなく、市の負担を軽減するために一部を県営住宅扱いにすることになったと思う。
長坂委員		被災者の追加募集の時期や、管理者によって異なる管理費については、別途協議しているか。
住宅公園課		県営住宅は県住宅管理センターが指定管理者で申込みを受付けている。管理費、共益費については、団地のごとに入居世帯数割で負担する考え方である。
長坂委員		賃料は同一条件か。
住宅公園課		家賃は法令に基づき、入居世帯の収入に従って定まっているので、県営住宅と市営住宅に家賃には差はない。部屋の広さや同居人数等によっても変わる。
長坂委員		入居者に負担がないように、空き室募集情報をリアルタイムに伝えることが必要だと思う。
住宅公園課		県営住宅と市営住宅の募集を、今回は同じ広報で行っている。市は入退去に併せて早いサイクルで募集するし、県は遅めのサイクルであるが、募集戸数がまとまった場合は同時募集する。被災者には、個別に案内資料を送付して、再建が決まっていな方が申込みできるよう促している。市民にとっては県営も市営も同じ災害公営住宅なので、連絡を密にして進めたい。
佐藤（隆）委員		他にも、資料の空戸数と実際の空戸数がかなり異なっている団地はあるか。
住宅公園課		みどり町団地は12月に入居開始になった50戸と47戸の2棟で、3棟目の50戸とあわせて追加募集した。 他地区の団地では、10戸単位で空戸数が増えている団地はないが、2～3戸は増えている団地はある。入居が始まっている団地は、再募集しても申し込みがなかったこともあり、その都度随時募集していく。
佐藤（隆）委員		みどり町団地は実際には20戸の空住戸が発生している。他の団地には同じような状況はないか。
住宅公園課		他の団地ではない。
塩崎委員長		他県の事例ではあるが、災害公営住宅の入居資格として、税金の滞納があると入居できない例があるが、大船渡市ではどうか。
住宅公園課		税の滞納の有無は入居条件としていない。
塩崎委員長		税金を払えない人は、実際にはかなり生活が苦しい実態があるが、公営住宅の入居資格がないということで、他県では問題になっている。
澤田委員		754戸が入居戸数であるが、実際には何人が入居するか。

	<p>また、集会所が併設されている団地はどのくらいあるか。集会所が建設されている団地ではどのような使われ方をしているか。以前、議論になったかもしれないが、新しいコミュニティづくりの場となる集会所であるが、使用することで共益費に跳ね返ってくるので、一定の人達しか使わない集会所の共益費は負担したくないという人、1階に住んでいてエレベーターは使用しないのに、エレベーターの維持管理費用の負担はしたくないという人が発生するなどの問題がでており、先行したケアが必要になるのではないか。エレベーターはどれくらいの団地についているか。</p>
住宅公園課	<p>入居人数について正確な資料がなく申し訳ないが、754世帯の2.5倍くらいの人数になると思う。単身世帯の割合はそれほど多くなく、2人以上の世帯は比較的多い。</p> <p>集会室のない団地は木造平屋2戸1棟あるいは1戸建ての団地で、RC造の団地は全て集会室がある。様々な地域から集まってきた入居者なので、新たなコミュニティ形成のために集会室は使ってもらいたいと設置した。入居当初は隣近所とも話しにくいという状況だが、応急仮設住宅の生活支援員に災害公営住宅でのコミュニティ形成のケアを依頼しており、お茶飲みなどの企画をしてもらって集会室を顔合わせの場として活用してもらっている。このような支援の活動は続けていきたい。支援員は最終的には手を引き、入居者間でつながりをつくってもらいたい。</p> <p>エレベーターは3階建て以上の団地に全て設置しているが、盛中央団地には設置していない。</p>
澤田委員	<p>応急仮設住宅の支援員は大切なことである。今はよいが、集会室を使わないでくれと入居者から言われたときに、仕方ないとするのかどうかを考えておくべきだと思う。集会室を地域に公開して使ってもらうときに、共益費負担は大きな問題となる。中越大震災のときも、集会室が物置になってしまった例がある。支援員の方と目途を立てておくとうよいと思う。</p> <p>災害公営住宅800戸の建設は多すぎるのではないかという感覚を持っていたが、入居率をみると大船渡市ではニーズ調査をして必要戸数を建設したことがわかる。しかし、次には入居者の減少が見られると思うので、よい居住環境とコミュニティを作っておくこと、住宅の質を高めることを意識していくと、せっかく建設した災害公営住宅が無駄にならずに済むと思う。</p>
住宅公園課	<p>集会室の利用について、共益費に影響すると言って使わないようにしている団地もある。応急仮設住宅支援協議会の予算から使用料の一部を負担する取り組みもしている。</p>
澤田委員	<p>コミュニティ形成の取組みに対して市が補助するなど、光熱費を直接的に負担することはないが、場合によっては一部を光熱費に回してもよいという仕組みを作ると、集会所が使われるようになるのではないか。</p>
新沼(眞)委員	<p>応急仮設住宅に入居しているが、災害公営住宅に入居した方がらない方の理由はなにか。また、災害公営住宅の最低家賃はいくらか。</p>

	<p>共益費についてだが、震災前は老夫婦だったが震災で亡くなって単身になって公営住宅に入居した世帯、入居後に家族が病気で亡くなって単身になった方の場合と、家族世帯の場合、共益費はどうなっているか。</p> <p>最低家賃であるが、年金生活者は単身世帯になると金額が激減する。最低家賃であっても、震災前は持家で家賃支出がなかったところに、家賃負担が発生して、より生活が困窮することが考えられる。非常に厳しい生活になる。岩手県の自殺率は1番か2番に高い状況である。家賃等について、最低家賃でも支払いを求められるので、大震災によって生活が追いつめられる面がある。これらについて配慮いただけるかどうか。できるかぎり配慮いただきたい。恒久的でなくても何年間かの支払い猶予など、何らかの方法を講じる考えはないか。</p>
住宅公園課	<p>災害公営に申し込まない理由としては、お金の問題、高齢で引越ししにくい、持病があるなどが多いと捉えている。</p> <p>最低家賃は、2DKで2.2万円程度の住戸を例にすると、政令月収によって、収入に応じて段階的に軽減措置があり、最低で4～5千円程度までに減額できる。一定期間ではあるが、減額措置はある。</p> <p>共益費は世帯ごとに負担してもらっていて、戸数割になっている。入居の際にあらかじめ計算の仕方及び金額の原案を作成して入居者と相談し、了解をもらって進めている。初年度は大目に金額を設定して徴収しており、実績を見ながら金額を変更していく。家賃免除については、法令に従って減免制度を取り入れて家賃を設定しているということで、入居者にはご理解いただきたい。</p>
新沼（真）委員	<p>被災者は震災で生活が一変した。高齢者にとっては、たとえ4～5千円であっても家賃負担があり、共益費は戸数割で徴収される。高齢で単身となった方は生活が厳しくなる現状にある。病気をしても通院するお金がなく、行き場がなくなって死に至ることはあってはならない。せめて何年間かは負担なしにする、共益費も配慮するなど、弱者に対する配慮があって然るべきである。市の考えを聞きたい。</p>
生活福祉部長	<p>実際に起きている状況についてのご指摘である。公営住宅については家賃の特別の減免で配慮はしている。弱者をどう支えるかは住宅政策だけではなく、福祉施策と併せて考えるべきである。究極の支援としては生活保護があるが、生活困窮者自立支援事業が今年度から始まり、相談を受けて必要な支援を受けられるようにしている。生活に関わる内容に関わらず、生活困窮者支援制度、各種福祉制度で解決策を探していくということで、セーフティネットをしっかりと張っていく。</p>
長坂委員	<p>家賃の100%の減免は、災害公営住宅の制度にはないということかを確認したい。</p> <p>国民年金で月額6万円程度の収入のみで家賃や共益費を負担するのは厳しい。いきなり生活保護なのか、災害公営住宅の制度のみではなく、特養な</p>

		<p>ど福祉制度も併せて丁寧に対応していく必要がある。制度がわからず、どこにも相談できない状況の中で、災害公営住宅の入居を辞退するような状況の方もいると考えられる。住宅施策と福祉施策はどこまで連携できているか。個人の資産等との関係で生活保護を希望しない方には、生活保護を受けなくても生活できるように、基金で一定の期間、家賃補助をするなどの減免の仕組みも柔軟に考えていく必要がある。連携はどの程度できているかは、応急仮設住宅の集約に向けても重要なところである。</p>
	生活福祉部長	<p>生活困窮者自立支援事業は災害復興ではなく一般的な制度で、生活に困ったら相談してくださいという制度である。応急仮設住宅支援協議会では、福祉部局、社会福祉協議会、NPO、財団法人などが入って、相談者に個別にどのような支援が必要かを整理して対応している。応急仮設住宅入居者にも対応している。自力再建を希望しても具体的計画がない、日々のお金の管理が難しいなど、ひとつひとつに相談に乗って整理していくことが必要である。応急仮設住宅支援協議会で扱うケースを通じて勉強している。</p>
	新沼（眞）委員	<p>生活保護を受けることを恥と思う気持ちが、大船渡市民には昔からある。自分で最後まで自力で生活していこうという気持ちが根付いているので、受け入れがたい地域特性がある。特養に入るにも要件に定める介護度に達しないと入居できない。病気になると、介護度は低くても病気のために医療費がかかることで生活が脅かされる。福祉施策との連携がうまくとれていないと、どこにお願いすればよいかわからないことがある。行き場がないということで死を選ぶことはあってはならない。法律に従って機能するというが、実際にはそうはいかないと思う。配慮できるところから配慮していただきたい。</p>
	塩崎委員長	<p>災害公営住宅で住宅再建はできても、生活の内部の問題があり、そのことが表面化したということで、大事な議論ができた。他県ではすでに問題になっているところであり、対応に苦慮している。他県では家賃補助制度を国に申し入れたが国からは対応できないということで、大きな課題になっている。大船渡市ではこの問題が深刻になっていくかどうかは、よく見ていかなければならない。この視点を持って復興を見守っていく必要がある。</p>
④土地区画整理事業・津波復興拠点整備事業	市街地整備課	(資料5 説明)
	塩崎委員長	ご質問、ご意見はいかがでしょうか。
	佐藤（隆）委員	土地区画整理事業区域内に大船渡公園があるが、一般的に行うように行政が委託して設計するのではなく、子ども達を参加させたワークショップを行って計画してほしい。この公園は土地区画整理事業のシンボルになる公園である。ワークショップ形式で、若者や子ども達の参加を得て設計プランを作る考えはないか。
	市街地整備課	土地区画整理事業は整地までしかしないので、上モノ等の整備は財源を含めて検討が必要だが、来年度から公園の基本計画に着手したいと考えている。県が整備するみなと公園、サンアンドレス公園等の近辺の公園と機能分

	担しつつ、関係者で災害メモリアル機能も含めて計画を考えていきたい。
佐藤（隆）委員	子ども達の参加を得たワークショップ形式としてほしい。公園の検討に参加してもらうことで、誰がそういうことを考えたかも併せて語り次ぐことができる。子ども達の参加を得ると、これらの経験が語り次がれていく。ぜひ検討してほしい。
塩崎委員長	ワークショップ形式による検討は賛成である。どの会社に基本計画を頼むかであるが、ランドスケープアーキテクトに参画を願いたい。大船渡駅周辺地区の復興には、最初から入ってほしいと思っていた。景観を活かした美しい街並み形成の観点は重要なので、子どもの知恵も借りながら公園の基本計画を進めてほしいということで、お願いしたい。
鈴木（佑）委員	資料5-6に「街の魅力向上のための取組み方針」とあるが、サンアンドレス公園の復旧について、県土木センターが個人や会社等からどんな復興を望むか聞き取りを行っている。地区公民館にも来て、サンアンドレス公園をどうしたいか尋ねてきている。地区公民館が地域住民から意見を聞くこともあるが、市としてサンアンドレス公園をどのような形で作り上げていけばよいかという市民の意見を把握してほしい。市はどんな考えを持っているか。
市街地整備課	サンアンドレス公園について、県土木センターの担当者と協議中であるが、被災したサンアンドレス公園は災害復旧事業による現状復旧が基本ということである。被災前の形に復旧し、被災前になかった機能等については別途財源を確保して改修していく。地域住民の意見を聞くのも大事ということで、関係者に意見を聞いている。県と役割分担して整備を行っていく。
鈴木（佑）委員	<p>現在大船渡西ロータリークラブが設置した鎮魂愛の鐘があるが、作り変えるのか。県担当者は、鐘は必要と言っていたが、鐘を利用して、結婚式を挙げられるようにすることも考えられる。新たな機能を付け加えるとすれば何か、と県土木センターと話したが、被災前と同じではなく、何か市民のためになる改善はないかと考えている。いろいろな団体から聞いたところ、遊具は設置しないほうがよいということもある。遊具は規定があって、どのような形や内容に制限があるか、の規定があるようだが、一般の公園にも規定があるかどうか。まちの魅力向上のための公園となるよう、アンケートなどで多くの声を聞いてほしい。</p> <p>まちの魅力向上の取組み方針であるが、大船渡市は椿のまちというにもかかわらず、実際には町の中に椿はない。碓石海岸にも椿はあまりない。どこの家にも椿の鉢植えを置くことはできるはずなので、椿を増やすことがまちづくりにつながる。一ノ関の藤沢町では縄文式土器の野焼きを毎年して、全国から人が訪れている。町中のどこの家庭にも縄文式土器が並んでいる。大船渡にもそのような取組みがあったらよいと思う。テレビで真田家のドラマを放映しているが、その地域には六文銭の旗が飾られている。小さな旗に椿の花を染めてどこの家にも掲げておくなど、まちの魅力を向上させる工夫が考えられる。子ども達には新しい良い考えもあるので、若い声を聞きながら</p>

		進めてもらいたい。
	市街地整備課	<p>貴重な提言をありがとうございます。県担当者にご提言を伝える。区域内の公園整備については、いくつかの団体のご意見も伺っており、保育園の先生からは遊具は不要とのご意見もいただいている。多くの方のご意見を聞いていきたい。</p> <p>地域資源を活かしたまちづくりのご意見もいただいている。椿を活かしたまちづくりについては、タウンマネージャーからも提案されており、椿の花や椿油などの活用など、ご意見を聞いて進めていきたい。</p>
	市長	<p>いよいよまちの中心部の本格的なまちづくりと、被災地の利活用に入っていく。同時に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で人口流出を食い止めたという国の大きな流れがある。まちの魅力を高めることが必要で、景観形成の観点も必要である。市の花「椿」など様々な要素があり、地域資源を意識しながらまちづくりに活かしていきたい。ご支援、ご協力をお願いする。</p>
	澤田委員	<p>資料5-5の①街区で予定事業者が施設の基本設計を実施中で、隣接する行政施設との一体的利活用について検討しているとある。行政施設を使いこなし、施設の効果を高めあうよう活用してほしい。官民の境界をとりはらって、できるだけ規制緩和をして、行政施設でも収益を上げることができるとい民間の知恵を活かしてほしい。核になってもらい、お金を含めた流れを生み出せば小規模な店舗も流れに乗ってくる。行政施設の基本設計はあると思うが、通り一遍の使い方ではなく、両方がうまく収益を上げることができるようすり合わせて、調整ができると津波復興拠点の顔になる。②街区、⑤街区の個店もよい顔になるが、いろいろな顔ができると良い拠点になる。</p>
	市街地整備課	<p>行政施設の設計時に、隣接するさいとう製菓と一緒に、動線を意識して庭を一体的に使うなど境を設けないように検討している。行政施設の使い方も事業者の意見を取り入れて検討している。今後も検討していきたい。</p>
	長坂委員	<p>資料5-7であるが、キャッセン大船渡は、エリアマネジメントで面的な土地と箱物を運営することになるのでソフト面が大事になる。「地域課題を洗い出し、ソーシャルビジネスとして課題解決にあたる」という大事なことが書かれている。従来のエリアマネジメントは内向きに展開しているが、今後は外部の知恵やネットワークが不可欠になる。スカイプによるテレビ会議もできるので、全国の方とネットワークを構築し、外部の知恵やネットワークを形成する。箱物の建設を待たずにネットワーク作りを先行するとよい。</p> <p>陸前高田市は立教大学とサテライトキャンパスに関する包括的な協定を締結している。立教大学はじめ、ソーシャルビジネスに取り組んでいる大学や研究機関、事業者との連携を早めに構築していくとよい。地域課題を洗い出すアプローチとして、地域のドキュメンタリーを作る手法がある。ヤフーも社会の課題解決のためのキュメンタリーづくりに取り組んでおり、立教大学とも連携しているので、大船渡でもキャッセン大船渡と一緒にキュメンタリーづくりにより課題の洗い出しと解決に取り組みたい。</p>

	塩崎委員長	まちなか再生計画、キャッセン大船渡について公式に説明し提示したのは本委員会では初めてで、大変重要である。資料でキャッセン大船渡の概要を紹介されているが、その議論は日常的にはどのような形で進めているのか。
	市街地整備課	まちづくり会社を設立に向けて、大船渡駅周辺地区官民連携まちづくり議会の中に設立準備室を立ち上げた。商工会議所の力添えで立ち上げ、会議所、市職員、エリアマネジメントパートナーである大和リース等が集まり、公募によりタウンマネージャー等を採用してからは、一緒になってまちづくり会社の運営や施設づくりの議論を行ってきた。商業者等から知恵をいただき、協議会に諮って了解をいただきながら検討を進めている。 まちづくり会社の設立後も、当面、スタッフ3名は協議会で雇用しており施設ができればまちづくり会社は独立する。今は今後の体制も含めてどうつなぐかを、市職員、会議所など関係者で詰めている。
	塩崎委員長	詳しい説明を、また聞きたいと思う。 時間が迫っているので、次の議題に移りたい。
(2) 被災跡地の利活用	土地利用課	(資料6 説明)
	塩崎委員長	ご質問、ご意見をお願いします。
	長坂委員	地域から積極的に土地利用について提案が出て、住民の負担等により自分達でできるものについて、跡地をどのような形で市が住民に貸し付けるか議論し、初期整備をしていくことが大事である。それ以外の土地は行政で考えがあれば計画することとし、両者を明確に分けたほうがよい。市は、防災集団移転促進事業で買取る移転跡地とそれに隣接する民有地を、有効利用できるようにスプロール化しない手当が必要である。例えば、公有地周辺で買取れない民有地については、市が20～30年間地上権を設定し固定資産税と同額の地代を地主に支払い暫定的な空地として確保する。その土地を朝市等利用希望のある住民に暫定的に貸与し、その賃料と市が委託する広場の維持管理の委託料が相殺されると、地域の人々がやりたいことを自発的にできる場ができるのではないかと。
	澤田委員	資料6-3で気になる点がある。実現化方策案のベースとなっている国土基本図は流出した家屋が地図に残っている。国土基本図が変更されると建物が表示されない土地が見えてしまい、つい、土地利用の色を塗りたくなる。図面で土地利用の色塗りしたくなると、事業を入れたくなり、公園や運動場などを置きたくなる。大きな更地は、地域で自発的に生活する上でよい種地になるので、「復興白地」として、いつか地域が使いたいように土地利用ができるよう、利用を定めないことが土地利用方針だという合意形成を図ってほしい。実際には建物の表示は現況と合っておらず、地図が白地になるといろいろ施設を入れたくなる。防災集団移転促進事業で高台を造成して宅地を作っていて、自然の土地利用から都市的土地利用に変換しており、復興ではあっても人間が使う土地の区域を拡大している。人口減少の動向を考えると、復興ではなく、土地を自然に戻すことが必要になる。「復興白地」はい

		いことだという認識を共有してもらおうと、5年後、10年後に役に立つと思う。
	土地利用課	貴重なご意見である。建物などを整備すると、後になってから住民が使いつらいということも起きてくる。このことを頭に置きながら地域住民と話し合っていきたい。
	佐藤（隆）委員	私は碁石地区の支援をしている。いまの指摘については、非常に留意して検討している。ピンクに塗っている地域住民で実施する避難路整備の事業では、地元住民は自分達でスコップなどを持ち寄って整備しようとしている。地元で合意をとって跡地利用計画を策定している。蓮田という所も、市は土地を買収しないが、中尊寺からもらってきた蓮を、震災犠牲者の追悼の意味も込めて、地元で植える計画になっている。多目的広場は、少しは市が土地を買うが、建物を建てるのではなく、五年祭を開けるように簡単な整地をする位置づけである。殆どの土地利用が、このような位置づけで議論してきた。他の自治体では見られない手法である。被災者主体の、将来に渡っての地域づくりで、災害や地域文化の伝承にも役に立つ。これは「大船渡方式」で、よい方法で検討している。碁石地区では多くの土地で椿を植えることにしている。市が買いあげた土地に椿を植えて将来的には起業する。大きな目標を要望する人もいるが、そのような内容は計画には載ってこない。大船渡の検討手法はよい方法だと評価している。
	塩崎委員長	詳しい説明を佐藤（隆）委員からいただいた。 いまの例で、買い取った土地をうまく利用しようとしているプロジェクトもあるが、資料6-7と資料6-8を比較すると、市が買い取ってもプロジェクトがない土地もある。白地としてもいいのかもしれないが、あせらなくてもよいのだが、点在する更地をどんなふうにしていくかの方針はどうか。
	土地利用課	方針の具体的な内容は資料6-9にまとめている。市は土地を貸したいし、譲渡したいと考えており、土地の貸付・譲渡についての方針としてまとめた。民有地と公有地を交換するが、使えない土地は残る。隣家に貸したり、事業用地として譲渡したいと考えている。
	新沼（眞）委員	跡地利用計画は3地区あり、説明があった。市も大変な悩みであると思うが、地元も悩む。買取りの土地として希望する部分が、うまく買い取ってもらえるか。そうでない跡地がかなりあるので、地元としても希望するものがない。市としても買い上げが難しい土地の解決策について、何か考えがあれば話してほしい。
	土地利用課	土地は面的にまとめたい。そのほうが管理も簡単である。土地は買い取ればよいが、むずかしいこともある。土地の交換はこれまで税金がかかったが、登録免許税の減免、不動産取得税の減免が受けられるようになり、前に進もうとしている。問題に直面したら国等に相談して、前に進める努力をしていきたい。
	市長	中心部も大切である。元気な経済を民間にバトンタッチするという役割も

		<p>大事である。被災土地の利活用については、がちがちに固定化して決めるのではなく、地域と協議して部分的に合意できるものを作ろうという発想である。買い取った土地の周辺は民有地で、主となるプロジェクトが実現すれば、周辺部も動くのではないか。生業部分も地区ごとに生まれてきて、復興事業から民間へ流れを作りやすくなると思う。</p>
<p>(3) 応急仮設住宅撤去・集約化</p>	<p>住宅公園課</p>	<p>(資料7説明)</p>
	<p>塩崎委員長</p>	<p>ご質問、ご意見をお願いします。</p> <p>資料7の「3 学校用地における撤去時期等について」の「(4) 集約団地等への移転をお願いする入居者」について、該当者の数も含めて再度説明してほしい。</p>
	<p>住宅公園課</p>	<p>応急仮設住宅入居者は災害公営住宅や自力再建先、防災集団移転促進事業の移転先などに移ってもらうが、住宅再建の意向が決まっていないうで行先が定まらない方に集約団地に移転してもらう。92世帯になる。</p>
	<p>新沼(眞)委員</p>	<p>学校の校庭にある応急仮設住宅の撤去だが、グラウンドとしての復旧するため砂利の撤去後、新たな土を入れて整地し使用できるようにすると思う。被災前に暗渠が十分でなかった学校グラウンドもあるが、この機におおがかりでなくてもよいので、暗渠を設けるなど水はけをよくした状態にして戻してくれるのかどうか、回答してほしい。</p>
	<p>住宅公園課</p>	<p>基本は現状復旧で、市営球場も芝まで復旧する。暗渠は調査を実施し、元通りに復旧したい。今まででなかったところに新たに設置する場合は、教育委員会や県と協議して決めることになる。</p>
	<p>澤田委員</p>	<p>平林は当初計画と変更後が同じ標記だが、どういうことか。</p>
	<p>住宅公園課</p>	<p>変更なしということである。</p>
<p>(4) その他</p>	<p>塩崎委員長</p>	<p>その他、何かあるか。</p>
	<p>鈴木(佑)委員</p>	<p>地域全体でやさしいまちづくりを進めることについてであるが、地域包括ケアの実現に向けた課題、医療・介護の方向性を簡単に聞きたい。</p>
	<p>生活福祉部長</p>	<p>地域包括ケアの取組みは様々に進めている。医療と介護について、介護は新しい施設ができたりしているが、医療については医療環境の充実はなかなか難しい状況である。方向性として地域の中でしっかり暮らせる体制づくり、資源は限られるが、連携をしっかりとっていく。地域包括ケアシステムは4月からスタートする。地域コミュニティの在り方を見直し、地区単位の助け合いによる協議会の設置を順次行っていく。医療・介護に関心を持っていくことが大事で、高齢化に強い地域を作ることになるが、そのための取組みを進めている。</p>
	<p>佐々木委員</p>	<p>昨年11月、被災者が店舗を再建するというので、事業者に建築をお願いしたところ、新しく店舗を建てる土地に残土を盛って整地したところ、その土にお墓の花立てが混ざっていた。トラブルになり、警察沙汰になった事例がある。残土はふるいにかけて運んでくると思っていたが、お墓の花立てが土地にはいつてしまった。被災地では、店舗や住宅を再建するときにトラ</p>

		ブルのないように業者への指導をしてほしい。再建する住民や建設業者に対し周知してこういったことのないようにしてほしい。
	災害復興局長	この事例については存じている。施工業者とのやりとりになると思うが、十分気を配るよう伝えていく。
	塩崎委員長	以上で委員会の議事は終了したい。
4 その他	事務局	今年度の会議は今回で最終となる。来年度の第1回目は5月を目途に考えている。決まり次第ご連絡するので、その際はよろしく申し上げます。
5 閉会	事務局	これで委員会を閉じたいと思う。長時間に渡りご審議、ありがとうございました。